

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】令和3年5月27日(2021.5.27)

【公開番号】特開2021-22394(P2021-22394A)

【公開日】令和3年2月18日(2021.2.18)

【年通号数】公開・登録公報2021-008

【出願番号】特願2020-179876(P2020-179876)

【国際特許分類】

G 06 Q 30/06 (2012.01)

G 06 Q 30/02 (2012.01)

【F I】

G 06 Q 30/06 3 3 0

G 06 Q 30/02 3 0 0

G 06 Q 30/02 3 4 6

【手続補正書】

【提出日】令和3年3月19日(2021.3.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

電子商店街を介して取引対象を販売する販売者と関連する評価を示す評価情報として、
過去の販売履歴において取引対象が購入されてから当該取引対象を発送するまでの期間が
所定の期間を超えた割合を示す出荷遅延率と、配送期間の平均値である平均配送期間とを
少なくとも含む複数の種別の評価情報を取得する取得部と、

前記評価情報の種別ごとに、それぞれ個別に設定された所定の条件を満たすか否かを判定する判定部と、

前記判定部により前記所定の条件を満たすと判定された評価情報の種別の数に応じて、
前記取引対象の購入を契機として前記販売者から電子商店街の運営者に対して支払われる
販売促進費用の前記取引対象の販売価格に対する割合であって、前記取引対象に関する情
報を利用者に提供する際の優先度の指標となる割合である販促割合の値を、仮想的に変動
させ、仮想的に変動させた販促割合の値に基づいて、前記販売者によって販売される取引
対象に関する情報を利用者に提供する優先度を、検索クエリと対応する取引対象ごとに算
出し、算出した優先度で、当該取引対象に関する情報を提供する提供部と、

を有することを特徴とする提供装置。

【請求項2】

前記提供部は、第1販売者によって販売される取引対象に関する情報を、前記評価情報
が示す評価が当該第1販売者よりも低い第2販売者によって販売される取引対象に関する
情報よりも優先的に提供する

ことを特徴とする請求項1に記載の提供装置。

【請求項3】

前記評価情報が示す評価が所定の条件を満たすか否かを判定する判定部
を有し、

前記提供部は、前記判定部により前記評価が所定の条件を満たすと判定された販売者に
より販売される取引対象に関する情報を、前記評価が前記所定の条件を満たさないと判定
された販売者により販売させる取引対象よりも優先的に提供する

ことを特徴とする請求項 1 または 2 に記載の提供装置。

【請求項 4】

前記提供部は、前記判定部による判定結果に基づいて、前記販売者によって販売される取引対象に関する情報を提供する優先度を算出し、算出された優先度に応じて、前記販売者によって販売される取引対象に関する情報を利用者に提供する

ことを特徴とする請求項 3 に記載の提供装置。

【請求項 5】

前記提供部は、前記判定部により前記評価が所定の条件を満たすと判定された場合は、前記取引対象の購入を契機として前記販売者から電子商店街の運営者に対して支払われる販売促進費用の前記取引対象の販売価格に対する割合であって、前記取引対象に関する情報を利用者に提供する際の優先度の指標となる割合である販促割合の値を、仮想的に増加させ、仮想的に増加させた販促割合の値に基づいて、前記優先度を算出する

ことを特徴とする請求項 4 に記載の提供装置。

【請求項 6】

前記取引対象が購入された場合は、仮想的に増加させる前の前記販促割合の値に基づいた販売促進費用を設定する設定部

を有することを特徴とする請求項 5 に記載の提供装置。

【請求項 7】

前記提供部は、前記販売者による販売履歴が所定の条件を満たし、かつ、前記評価情報が所定の条件を満たす場合は、前記販促割合の値を仮想的に増加させる

ことを特徴とする請求項 5 または 6 に記載の提供装置。

【請求項 8】

前記取得部は、前記販売者と関連する複数種別の評価を示す評価情報を取得し、

前記提供部は、前記評価情報が示す評価のうち、所定の条件を満たすと判定された評価の種別に応じた割合で、前記販促割合の値を仮想的に増加させる

ことを特徴とする請求項 5 ~ 7 のうちいずれか 1 つに記載の提供装置。

【請求項 9】

前記取得部は、前記販売者と関連する複数種別の評価を示す評価情報を取得し、

前記提供部は、前記評価情報が示す評価のうち、所定の条件を満たすと判定された評価の数に応じた割合で、前記販促割合の値を仮想的に増加させる

ことを特徴とする請求項 5 ~ 8 のうちいずれか 1 つに記載の提供装置。

【請求項 10】

前記取得部は、前記取引対象の配送に関する評価を示す評価情報を取得する

ことを特徴とする請求項 1 ~ 9 のうちいずれか 1 つに記載の提供装置。

【請求項 11】

前記提供部は、前記取引対象が購入されてから当該取引対象を発送するまでの期間が所定の期間を超えた回数に基づく評価が所定の条件を満たす販売者により販売される取引対象に関する情報を、当該評価が当該所定の条件を満たさないと判定された販売者により販売させる取引対象よりも優先的に提供する

ことを特徴とする請求項 10 に記載の提供装置。

【請求項 12】

前記提供部は、前記取引対象が購入されてから当該取引対象が配送先に配送されるまでの期間が所定の期間を超えた回数に基づく評価が所定の条件を満たす販売者により販売される取引対象に関する情報を、当該評価が当該所定の条件を満たさないと判定された販売者により販売させる取引対象よりも優先的に提供する

ことを特徴とする請求項 10 または 11 に記載の提供装置。

【請求項 13】

前記取得部は、前記販売者により販売された取引対象に関する評価を取得する

ことを特徴とする請求項 1 ~ 12 のうちいずれか 1 つに記載の提供装置。

【請求項 14】

前記提供部は、前記取引対象に対して所定の閾値よりも低い値の評価値が付与された回数に基づく評価が所定の条件を満たす販売者により販売される取引対象に関する情報を、当該評価が当該所定の条件を満たさないと判定された販売者により販売させる取引対象よりも優先的に提供する

ことを特徴とする請求項13に記載の提供装置。

【請求項15】

前記提供部は、前記取引対象に対する評価値の平均値が所定の条件を満たす販売者により販売される取引対象に関する情報を、当該評価値の平均値が当該所定の条件を満たさないと判定された販売者により販売させる取引対象よりも優先的に提供する

ことを特徴とする請求項13または14に記載の提供装置。

【請求項16】

前記取得部は、前記販売者に対する評価を取得する

ことを特徴とする請求項1～15のうちいずれか1つに記載の提供装置。

【請求項17】

前記提供部は、前記販売者に対して所定の閾値よりも低い値の評価値が付与された回数に基づく評価が所定の条件を満たす販売者により販売される取引対象に関する情報を、当該評価が当該所定の条件を満たさないと判定された販売者により販売させる取引対象よりも優先的に提供する

ことを特徴とする請求項16に記載の提供装置。

【請求項18】

前記提供部は、前記販売者に対する評価値の平均値が所定の条件を満たす販売者により販売される取引対象に関する情報を、当該評価値の平均値が当該所定の条件を満たさないと判定された販売者により販売させる取引対象よりも優先的に提供する

ことを特徴とする請求項16または17に記載の提供装置。

【請求項19】

前記提供部は、前記取引対象の販売を取りやめた回数に基づく評価値が所定の条件を満たすと判定された販売者により販売される取引対象に関する情報を、前記取引対象の販売を取りやめた回数に基づく評価値が所定の条件を満たさないと判定された販売者により販売される取引対象に関する情報よりも優先的に提供する

ことを特徴とする請求項1～18のうちいずれか1つに記載の提供装置。

【請求項20】

前記評価情報が示す評価が所定の増加条件と所定の減少条件とを満たすか否かを判定する判定部

を有し、

前記提供部は、前記判定部により前記評価が所定の増加条件を満たすと判定された場合は、前記販売者により販売される取引対象に関する情報を表示する優先度を増加させ、前記判定部により前記評価が所定の減少条件を満たすと判定された場合は、前記販売者により販売される取引対象に関する情報を表示する優先度を減少させ、各販売者によって販売される取引対象に関する情報を、優先度に応じた順序で前記利用者に提供する

ことを特徴とする請求項1～19のうちいずれか1つに記載の提供装置。

【請求項21】

提供装置が実行する提供方法であって、

電子商店街を介して取引対象を販売する販売者と関連する評価を示す評価情報として、過去の販売履歴において取引対象が購入されてから当該取引対象を発送するまでの期間が所定の期間を超えた割合を示す出荷遅延率と、配送期間の平均値である平均配送期間とを少なくとも含む複数の種別の評価情報を取得する取得工程と、

前記評価情報の種別ごとに、それぞれ個別に設定された所定の条件を満たすか否かを判定する判定工程と、

前記判定工程により前記所定の条件を満たすと判定された評価情報の種別の数に応じて、前記取引対象の購入を契機として前記販売者から電子商店街の運営者に対して支払われ

る販売促進費用の前記取引対象の販売価格に対する割合であって、前記取引対象に関する情報を利用者に提供する際の優先度の指標となる割合である販促割合の値を、仮想的に変動させ、仮想的に変動させた販促割合の値に基づいて、前記販売者によって販売される取引対象に関する情報を利用者に提供する優先度を、検索クエリと対応する取引対象ごとに算出し、算出した優先度で、当該取引対象に関する情報を提供する提供工程と、
を含むことを特徴とする提供方法。

【請求項 22】

電子商店街を介して取引対象を販売する販売者と関連する評価を示す評価情報として、過去の販売履歴において取引対象が購入されてから当該取引対象を発送するまでの期間が所定の期間を超えた割合を示す出荷遅延率と、配送期間の平均値である平均配送期間とを少なくともを含む複数の種別の評価情報を取得する取得手順と、

前記評価情報の種別ごとに、それぞれ個別に設定された所定の条件を満たすか否かを判定する判定手順と、

前記判定手順により前記所定の条件を満たすと判定された評価情報の種別の数に応じて、前記取引対象の購入を契機として前記販売者から電子商店街の運営者に対して支払われる販売促進費用の前記取引対象の販売価格に対する割合であって、前記取引対象に関する情報を利用者に提供する際の優先度の指標となる割合である販促割合の値を、仮想的に変動させ、仮想的に変動させた販促割合の値に基づいて、前記販売者によって販売される取引対象に関する情報を利用者に提供する優先度を、検索クエリと対応する取引対象ごとに算出し、算出した優先度で、当該取引対象に関する情報を提供する提供手順と、

をコンピュータに実行させるための提供プログラム。